

令和2年第7回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年7月22日（水）午前9時56分から10時06分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第4 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がお揃いですので、ただいまより令和2年第7回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、6番小笠原正委員、7番小笠原章仁委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第16号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第16号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外2筆で申請理由は売買です。登記地目は田、現況地目は畑となっており、合計面積は2,890㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

7月1日に譲受人立会いのもと、担当委員の三谷委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料17ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、13ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は、4ページにもありますとおり、申請農地を含めまして11,204㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は利用権設定により、既に申請地を10年以上借り受け、耕作を行っており、譲渡人の打診により今回の申請となったこと、また自宅も近く、実績もあることから周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり7月1日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第16号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は既に申請農地にて耕作を行っており、実績もあることから、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第16号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は18ページからとなります。今回の利用権設定ですが、再設定1件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地の権利を有する者の過半の同意が得られており、また、貸借期間も20年以内ですので問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお

願います。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に、その他の件について事務局より説明願います。

[事務局書記]

- ・ 8月の農業委員会総会の日程について（8月26日水曜日午前10時からを予定）
- ・ 農業委員会全員研修会について（当日の検温のお願い）
- ・ 農地パトロールについて
- ・ 直接支払制度担当者より現地調査についての確認事項（総会后）

[議長]

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和2年第7回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 6番

署名委員 7番
